

No. 1 行政事件訴訟法における義務付け訴訟には、直接型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第1号）と申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第2号）がある。これらに関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 申請型義務付け訴訟は、申請又は審査請求をした者以外の者も提起することができる。
2. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、一定の処分又は裁決がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあることが、訴訟要件の一つである。
3. 直接型義務付け訴訟も申請型義務付け訴訟もともに、義務付けの訴えに係る処分又は裁決が裁量処分に当たる場合、一定の処分又は裁決の内容を特定して義務付けを命ずることができないので、棄却判決がされる。
4. 直接型義務付け訴訟において勝訴した原告が、義務付け判決を受けてされた行政庁の処分になお不服がある場合、当該義務付け判決に対して再審の訴えを提起することができる。
5. 義務付け訴訟には仮の救済手段として仮の義務付けが規定されており、義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があることが、申立てが認められるための要件の一つである。

No. 2 地方交付税に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 地方交付税制度は、国から地方への財政移転で国庫支出金とともに重要なものであり、地方税総額の一定割合を裕福な地方公共団体から財政力の弱い地方公共団体に配分する仕組みである。
2. 普通交付税は、それぞれの地方公共団体の合理的かつ妥当な行政水準を確保することを目的として算定される基準財政需要額に比例して配分される。
3. 地方交付税の財源である地方税総額と必要額である基準財政需要額が一致する保証はないため、毎年の予算編成において両者が一致するように、必要な調整が行われる。
4. 地方交付税には、税源の偏在からくる地方公共団体間の財政力格差を調整する機能や財政力の弱い地方公共団体に必要な財源を保障する機能がある。
5. 基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい地方公共団体は、その超過額を国に納付しなければならない。

正答番号 4

No. 3 国際連合の予算に関する次の文中のア～オに入るものがいずれも妥当なのはどれか。

国際連合の通常予算は、が審議し、承認する。その会計年度は2年間で、2012/2013年度の予算額は、50億米ドルを超えている。通常予算の主な財源は、加盟国による分担金で、が承認する分担率に従って加盟国が支払う。分担率は、全世界の国民総生産に占める加盟国の割合に、一人当たりの国民所得など、多くの要因を考慮に入れて調整した上で決定される。分担率は3年ごとに見直しが行われ、2013-2015年の日本の分担率は約%である。一方、2009年6月30日現在で、加盟国の分担金の滞納額は約10億米ドルにのぼり、そのうち最も多くを占めるのはである。財政的な問題は、国連が十分に力を発揮できない一因とされている。

国連平和維持活動、国際司法裁判所、国連児童基金、国連難民高等弁務官事務所、国連開発計画などは、それぞれ個別に予算を持っている。このうち、国連平和維持活動の予算は、7月から翌年6月の単年予算で、安全保障理事会のは、国際の平和と安全に対して特別の責任を持つ国として、その分担率は、通常予算のそれから割増しされている。2012/2013年度の国連平和維持活動の予算は、約73億米ドルであったが、これは全世界の1年間の軍事費の額にすぎない。

	ア	イ	ウ	エ	オ
1. 総会		10	アメリカ	常任理事国	1%を下回る
2. 総会		10	アメリカ	全ての理事国	10%程度の
3. 総会		20	中国	常任理事国	10%程度の
4. 経済社会理事会		10	アメリカ	常任理事国	10%程度の
5. 経済社会理事会		20	中国	全ての理事国	1%を下回る